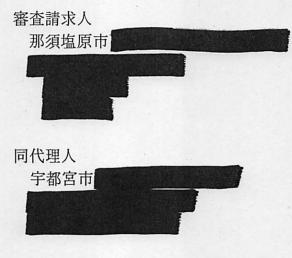
裁 決 書



処分庁 那須塩原市共墾社108番地2 那須塩原市福祉事務所長 生井 龍夫

上記審査請求人が平成24年3月27日に提起した上記処分庁の生活保護廃止決定に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成24年2月13日付けで行った生活保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消す。

理由

1 事 実

処分庁は、平成24年2月13日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して、 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第62条第3項の規定に基づ く本件処分を行い、同14日に請求人宛て保護廃止決定通知書を手渡した。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して行った本件処分を不服として、その取消しを求める、というものである。

3 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、これらの点から本件処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

- (1) 審査請求人 (以下「主」という。)は、そもそも傷病により稼働能力がなく、法第27条第1項に基づく就労指導は無効であるから、法第62条第3項に基づく保護の廃止は違法である。
- (2) 処分庁は、請求人に対し、保護開始決定直後に法第27条第1項に基づく文書指導を行っているが、主の病態等を十分に斟酌することなく、性急な就労指導を行ったことは、処分庁の裁量権の逸脱・濫用であり、不当である。
- (3) 審査請求人 (以下「長女」という。) については、指導指示違反は軽微であり、処分庁が、多少の違反があったところで保護廃止という重大な処分を行ったことは比例原則違反であり、不当である。

4 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求める、というものである。

- (1) 処分庁は、平成23年11月14日に受理した に、主の病状に係る稼働状況について、「普通就労否」、「軽就労可」と記載されて いたことから、稼働能力を有すると判断した。
- (2) 処分庁は、平成23年12月2日に、請求人に対して、法第27条第1項に基づく口頭 指導を行ったが、その後請求人から提出された求職活動状況報告書の内容から、求 人先への応募がなく、積極的な求職活動をしていないと判断し、同19日に法第27条 第1項に基づく文書指導を行った。
- (3) 処分庁は、平成24年1月31日にケース診断会議を開催し、請求人は文書指導により指示した求職活動を履行しておらず、自立に向けた努力を怠っていると判断し、請求人に対して、法第62条第4項に基づく弁明の機会を付与することを決定した。
- (4) 処分庁は、同年2月13日に、法第63条第4項に基づく弁明の機会をもうけ、請求 人に対して状況を聴取したが、指導内容を履行できなかったやむを得ない事情があ ったとは認められなかったため、同日、ケース診断会議を開催し、法第62条第3項 に基づき、請求人の生活保護廃止を決定した。
- (5) 以上、請求人は、処分庁の指導指示に理由もなく従わなかったのであるから、本件処分は適正かつ正当である。

5 認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 請求人は、平成23年10月31日に処分庁に生活保護を申請した。

- イ 処分庁は、請求人の保護開始に当たってケース診断会議を開催し、請求人に対して稼働能力の活用にむけ法第27条 (物件では法第29条と記載されているが、当庁は誤記と判断する。)による口頭指導を行う旨の指導方針を策定した。
- ウ 処分庁は、平成23年11月24日に申請日に遡り請求人の生活保護開始決定処分を

行った。

- エ 処分庁は、平成23年12月2日に、保護開始に当たり請求人宅を訪問し、自立更生計画書の再提出及び長女の週1回以上の職業安定所での職業相談及び求人先への応募等を行う旨の法第27条第1項に基づく口頭指導を行った。同時に、長女に対して3km圏内の求人情報を提供した。
- オ 処分庁は、請求人から提出された求職活動報告書の内容から、積極的な求職活動がなされていないと判断し、平成23年12月19日に、請求人宅を訪問し、請求人に対し、早期の就労自立、週2回以上の職業安定所での職業相談及び求人先への応募等を行う旨記載した「生活保護法第27条による指導指示について」を手交し、法第27条第1項に基づく文書指導を行った。
- カ 処分庁は、平成24年2月13日に法第27条第4項に基づき請求人に弁明の機会を付与し、事情を聴取し、同日、ケース診断会議を開催し、主については、職業安定所における職業相談が低調であった点、週2回以上の求人先への応募等をしなかった点及び自立意思が極めて低いと判断される点により、長女については、求人先への面接が3件に止まっていた点により、指導指示違反に該当すると判断し、同日、請求人の保護廃止決定処分を行った。

(2) 判断

法第4条において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」こととなっている。

そこで、法第60条において、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」とされ、法第27条第1項において、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」としている。

なかでも、法第27条第1項に基づく指導指示は、法第62条第3項の規定により、 保護の実施機関は、被保護者がこれに従わない場合において、保護の変更、停止又 は廃止をすることができるとされ、不利益処分を結果するという意味で強制力を有 するものであるから、その決定に当たっては、当該指導の妥当性について十分な検 計が求められるとともに、その手続きに瑕疵がないよう留意する必要がある。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社 援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。)の II の 1 の (1) で、法第27条の口頭指導を行うに当たっては「生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、処遇方針、ケース記録、挙証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する」こととされており、定期的な助言指導が行われていることを前提としている。

また、手引 II の 1 の (2) で、法第27条の文書指導を行うに当たり、「一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う」こととされており、一

定期間における口頭指導が行われていることを前提としている。この場合の「一定期間」がどの程度を規定するかについては、法及び通知においては特段言及されてはいないものの、栃木県保健福祉部医事厚生課発行の「生活保護のてびき」では、就労指導の場合、「口頭指導後1~3ヶ月をまってもなお指導に従わない場合に文書指導を検討」すると示されており、少なくとも1ヶ月程度は口頭指導の期間を設定し、必要な指導援助を行うべきでものであると解される。

また、稼働能力については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第4において、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと」とされている。

更に、稼働能力のある者に対して指導指示を行う場合、手引のIIの3の(1)において、本人の現状の確認について、「本人の訴え、嘱託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト等(3~6ヶ月)から現状を確認し、ケース診断会議において稼働能力を判定」し、更に傷病を理由に指導に応じない者に対しては、法第28条第1項に基づき検診命令を行う必要があるとされている。

以上の観点から本件審査請求についてみると、前記認定事実によれば、処分庁は 保護開始決定時から、請求人に対して法第27条による指導を想定した指導方針を決 定しており、当該指導に至るまでの定期的な助言指導を行わないまま、平成23年12 月2日に請求人に法第27条第1項に基づく口頭指導を行い、更には、その17日後の 平成23年12月19日に文書指導を行っており、口頭指導から一定期間を設定すること なく文書指導に至っている。

更に言及すれば、主に対する法第27条第1項に基づく文書指導事項は、長女と同様の週2回以上の職業安定所での職業相談及び週2回以上の求人先への応募等となっているが、口頭指導を経ずに文書指導に至っていることから、行政手続上の瑕疵が認められ、適法性を欠いている。

前述したとおり、法第27条第1項に基づく指導指示は、保護の変更、停止又は廃止の不利益処分を結果するという意味で強制力を有するものであるから、実施機関において、その指導に当たっては十分な検討がなされるべきものであること、更には口頭指導から文書指導に至るまでに一定期間を設定した上で、指導指示事項の履行状況の把握に終始することなく、処分庁には積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められるべきところ、求人情報を長女に提供したに止まり、自立支援プログラムへの参加の推奨、生業費、技能習得費、その他他法他施策の活用など具体的な支援について検討された経緯は見当たらない。

したがって、処分庁の請求人に対する法第27条第1項に基づく指導指示は、十分な検討を行わず、性急に過ぎた決定であり、裁量権を逸脱した不当なものであったと認められる。

加えて、主の稼働能力について、処分庁は、要否意見書における主治医の「軽就

労可」との記載から稼働能力を有すると判断し、法第27条第1項による文書指導を行っているが、本来であれば、手引Ⅱの3の(1)のウのとおり、検診命令により、改めて稼働能力を判定する必要があった。

主の就労歴について、当庁が物件により確認したところ、主は、福島県南相馬市福祉事務所における保護受給中、数年間弱電関係の事業所で就労し、その後10年近く、同種の弱電関係の内職業務に従事していた。その間、十数回入退院を繰り返しており、主が交通事故に遭った平成22年8月から平成23年4月の保護廃止までの間、就労指導に関する記録はない。

主の職歴・病状等を勘案すれば、法第27条による文書指導を行う前に検診命令を 行うなど、処分庁は主の稼働能力について十分に検討すべきであったし、仮に稼働 能力を有しているとしても、主の就労歴及び健康状態を斟酌した具体的な支援がな されるべきであった。

法第1条に規定されているように、生活保護制度は、被保護者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。保護の実施機関は、被保護者に対して必要最低限の指導を行うとともに、自立助長に向けた支援を行う責務を負い、法の趣旨に即し、被保護者の個々の状況に応じた具体的かつ効果的な助言指導及び支援を行うことが求められる。その指導は、保護の変更、停止又は廃止を目的としたものであってはならず、指導する場合においても瑕疵のない手続きが求められるところ、本件処分は法の趣旨を逸脱し、著しく妥当性を欠いたものであり、その余の点を判断するまでもなく、不当であると認められる。

以上、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) 第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年7月3日

栃木県知事 福田富

